

土木工事における工事写真帳の電子納品の取り扱いについて

米子市発注の土木工事における工事写真帳については、紙ベースで提出していただいておりますが、工事書類の簡素化を図り受注者の負担を軽減することを目的に電子納品も可能とすることにし、その取り扱いについて以下のとおりとします。

1. 適用範囲

米子市が発注する土木工事のうち、受注者が工事写真帳の電子納品を希望した工事を対象とする。

2. 電子納品の実施方法

- ・電子納品を希望する受注者は、事前に監督員と協議すること。
- ・電子納品をする工事写真帳は、国土交通省が定める「デジタル写真管理情報基準」に準拠した工事写真管理ソフトを使用して作成すること。
- ・上記以外の工事写真管理ソフトを使用する場合は、監督員の承諾を得ること。
- ・工事写真帳に使用した写真は、JPEG ファイルも一緒に格納すること。
- ・電子媒体に閲覧用ビューアを格納し、アプリケーションをインストールすることなく、発注者側が容易に閲覧できるようにすること。

3. 提出方法

- ・電子媒体（CD-R または DVD-R）（正）（副）2枚を提出する。
- ・電子媒体は、最新のウイルスも検出できるよう常に最新データに更新したウイルスチェックソフトにより、ウイルスチェックを行うこと。またウイルスチェックの実施状況をラベルに表記し、監督員が確認できるようにすること。

※受発注者相互に内容を確認した上、電子媒体のラベルに直接署名（サイン）を行う。（サインは監督員と現場代理人とする。）

4. 完成検査

書類検査は、電子データの閲覧に必要な機器を全て受注者が準備する。

（必要機器）

ノートパソコン、電源用延長コード、マウス・・・・・・1式

5. 適用時期

令和4年11月22日以降の工事検査より適用する。